

通達甲(警. 教. 術 1)第 4 号

昭和 63 年 9 月 1 日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

警 務 部 長

総 務 部 長

○ 東京都公安委員、警視総監等の送迎基準の全部改正について

〔沿革〕平成 6 年 3 月 通達甲(警. 教. 術 1)第 4 号

11 月 同(副監. 地. 総. 企)第 20 号

17 年 12 月 同(副監. 総. 企. 組)第 27 号

26 年 1 月 同第 2 号

27 年 3 月 同第 6 号

29 年 3 月 同第 6 号改正

東京都公安委員会委員(以下「公安委員」という。)、警視総監、副総監、部長等が巡視等のため所属を訪れる際の送迎については、公安委員、警視総監等の送迎基準について(昭和 49 年 1 月 28 日通達甲(警. 教. 術 1)第 3 号)により行われてきたところであるが、実情にそぐわない点があることから、このたび、別添のとおりその全部を改正し、昭和 63 年 9 月 1 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

おつて、公安委員、警視総監等の送迎基準について(昭和 49 年 1 月 28 日通達甲(警. 教. 術 1)第 3 号)は廃止する。

別 添

東京都公安委員、警視總監等の送迎基準

区分	甲号	乙号
項目	初巡視、一斉警戒、全庁的行事等の場合で、本部において指定するものをいう。	甲号以外のものをいう。(幹部会議、武道始式等その所属における行事の場合)
被送迎者	東京都公安委員、警視總監、副總監、部長、学校長、参事官、方面本部長	
所属長等の送迎要領	到着時は玄関に出迎え、所属長室等に案内する。 出発の際は、乗車位置まで案内し、見送る。	到着時は、幹部一人が出迎え、速やかに所属長室等に案内する。 出発の際は、所属長等が乗車位置まで案内し、見送る。
	服装	原則として、執務中の服装とする。
その他の勤務員の送迎要領	被送迎者の入室及び退室に際しては、各事務室の最上級幹部が、入口等において敬礼を行う。 その他の勤務員は、部外者との応接、被疑者の取扱い等の場合を除き、その場で、目礼を行う。	被送迎者の入室及び退室を知った勤務員は、部外者との応接、被疑者の取扱い等の場合を除き、その場で、目礼を行う。
交番等の勤務員の送迎要領	原則として、被送迎者の到着又は出発を最初に知った勤務員が、交番等の入口前において敬礼を行う。 その他の勤務員は、部外者との応接、事件・事故の取扱い等の場合を除き、その場で目礼を行うものとする。	
運用上の留意	1 甲号で実施する送迎については、被送迎者に係る事務	

事項	<p>又は行事を主管する部の代表課長(警察学校にあつては庶務部長、方面本部にあつては副本部長、犯罪抑止対策本部、人身安全関連事案総合対策本部、サイバーセキュリティ対策本部及びオリンピック・パラリンピック競技大会総合対策本部にあつては理事官とする。以下「代表課長等」という。)が決定し、関係所属長に通知する。</p> <p>2 諸般の事情から、事務室等の勤務員が、上級幹部の号令によつて、一斉に敬礼を行うことが妥当と認められる場合又はこの送迎基準によりがたい場合は、代表課長等が決定し、通知する。</p> <p>3 送迎・案内に際しては、部外者に対して不快な印象を与えないよう十分配慮すること。</p> <p>4 送迎に際しては、行き過ぎた接待又は送迎を優先した交通整理等を行わないこと。</p>
----	---
